

介護報酬の解釈 1 単位数表編(令和元年 10 月版) 追補

令和元年 10 月・社会保険研究所

本書について、以下の通知および事務連絡により、追補します。

- 令和元年 8 月 13 日 老推発 0813 第 1 号・老高発 0813 第 1 号・老振発 0813 第 1 号・老老発 0813 第 1 号
【介護保険最新情報Vol. 736】
- 令和元年 8 月 29 日 事務連絡【介護保険最新情報Vol. 738】

頁・箇所	旧	新
123 頁 下から 2 行目	指定都市又は中核市。以下同じ。) において閲覧に供するほか、	指定都市又は中核市。以下同じ。) (指定 <u>居室介護支援事業者に係る届出事項につ</u> <u>いては、市町村。)</u> において閲覧に供する ほか、
145 頁 上から 15 行目～	証明書の交付を受けた者 (以下「旧外出 介護研修修了者」という。) を含む。) が 訪問介護	証明書の交付を受けた者を含む。以下「旧 外出介護研修修了者」という。) が訪問介 護
439 頁 【注 11】	入居者	利用者
576 頁 下から 9 行目	2 の 2 (14) を準用する。	2 (14) を準用する。
691 頁 ◇看護体制強化加算 について ④	看護体制強化加算を算定するに当たって は、大臣基準告示第七十八号イ、ロ若し くはハの割合及びニの人数 (看護体制強 化加算 (I) に限る。) について、継続的 に所定の基準を維持しなければならない。なお、その割合又は人数 (看護体制 強化加算 (I) に限る。) については、台 帳等により毎月記録するものとし、	看護体制強化加算を算定するに当たって は、大臣基準告示第七十八号イの(1)、(2) 及び(3)の割合並びに(4)の人数 ((4)につ いては、看護体制強化加算 (I) に限る。) について、継続的に所定の基準を維持し なければならない。なお、その割合又は 人数については、台帳等により毎月記録 するものとし、
1037 頁 【注 1】夜勤体制に よる減算及び加算の特例に ついて	介護医療院サービス費については、所 定単位数及び夜間勤務等看護 (I) から (IV) までを算定するための基準を夜勤職 員基準において定めているところである が、その取扱いについては、以下のとお りとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 夜勤を行う職員の勤務体制につい ては、施設単位で職員数を届け出ること。 ② 夜勤を行う職員の数は、1 日平均夜勤 職員数とする。1 日平均夜勤職員数は、 暦月ごとに夜勤時間帯 (午後 10 時から 翌日の午前 5 時までの時間を含めた連続 する 16 時間をいう。) における延夜勤 時間数を、当該月の日数に 16 を乗じ て得た数で除することによって算定 し、小数点第 3 位以下は切り捨てるも のとする。 	介護医療院サービス費については、所 定単位数及び夜間勤務等看護 (I) から (IV) までを算定するための基準を夜勤職 員基準において定めているところである が、その取扱いについては、以下のとお りとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 夜勤を行う職員の勤務体制につい ては、施設単位で職員数を届け出ること。 ② 夜勤を行う職員の数は、1 日平均夜勤 職員数とする。1 日平均夜勤職員数は、 暦月ごとに夜勤時間帯 (午後 10 時から 翌日の午前 5 時までの時間を含めた連続 する 16 時間をいう。) における延夜勤 時間数を、当該月の日数に 16 を乗じ て得た数で除することによって算定 し、小数点第 3 位以下は切り捨てるも のとする。 ③ 月平均夜勤時間数は、施設ごとに届出 前 1 月又は 4 週間の夜勤時間帯におけ る看護職員及び介護職員の延夜勤時間 数を夜勤時間帯に従事した実人員で除 して得た数とし、当該月当たりの平均 夜勤時間数の直近 1 月又は直近 4 週間 の実績の平均値によって判断する。な お、届出直後においては、当該施設の 直近 3 月間又は 12 週間の実績の平均値 が要件を満たしていれば差し支えない。 ④ 専ら夜間勤務時間帯に従事する者 (以 下「夜勤専従者」という。) については、

	<p>③ 1日平均夜勤職員数が以下のいずれかに該当する月においては、入所者の全員について、所定単位数が減算される。夜間勤務等看護加算を算定している介護医療院において、届け出していた夜勤を行う職員数を満たせなくなった場合も同様に取り扱うものとする。</p> <p>イ 前月において1日平均夜勤職員数が、夜勤職員基準により確保されるべき員数から1割を超えて不足していたこと。</p> <p>ロ 1日平均夜勤職員数が、夜勤職員基準により確保されるべき員数から1割の範囲内で不足している状況が過去3月間（暦月）継続していたこと。</p> <p>④ 夜勤体制による減算が適用された場合は夜勤体制による加算は算定しないものとする。</p> <p>⑤ 当該施設ユニット部分又はユニット部分以外について所定の員数を置いていない場合について施設利用者全員に対して行われるものであること。具体的には、ユニット部分について夜勤体制による要件を満たさずユニット以外の部分について夜勤体制の要件を満たす場合であっても施設利用者全員に対し減算が行われること。</p>	<p>それぞれの夜勤時間数は基準のおおむね2倍以内であること。月平均夜勤時間数の計算に含まれる実人員及び延夜勤時間数には、夜勤専従者及び月当たりの夜勤時間数が16時間以下の者は除く。ただし、1日平均夜勤職員数の算定においては、全ての夜勤従事者の夜勤時間数が含まれる。</p> <p>⑤ 1日平均夜勤職員数又は月平均夜勤時間数が以下のいずれかに該当する月においては、入所者の全員について、所定単位数が減算される。夜間勤務等看護加算を算定している介護医療院において、届け出していた夜勤を行う職員数を満たせなくなった場合も同様に取り扱うものとする。</p> <p>イ 前月において1日平均夜勤職員数が、夜勤職員基準により確保されるべき員数から1割を超えて不足していたこと。</p> <p>ロ 1日平均夜勤職員数が、夜勤職員基準により確保されるべき員数から1割の範囲内で不足している状況が過去3月間（暦月）継続していたこと。</p> <p>ハ 前月において月平均夜勤時間数が、夜勤職員基準上の基準時間を1割以上上回っていたこと。</p> <p>ニ 月平均夜勤時間数の過去3月間（暦月）の平均が、夜勤職員基準上の基準時間を超えていたこと。</p> <p>⑥ 夜勤体制による減算が適用された場合は夜勤体制による加算は算定しないものとする。</p> <p>⑦ 当該施設ユニット部分又はユニット部分以外について所定の員数を置いていない場合について施設利用者全員に対して行われるものであること。具体的には、ユニット部分について夜勤体制による要件を満たさずユニット以外の部分について夜勤体制の要件を満たす場合であっても施設利用者全員に対し減算が行われること。</p>
1137頁 上から3行目	① 退院時共同指導加算は、病院、診療所に入院中の者が退院するに当たり、	① 退院時共同指導加算は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院するに当たり、

巻末に以下のQ&Aを追加する。

2019 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 3)

(令和元年 8 月 29 日)

【介護職員等特定処遇改善加算】

問1 2019 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成 31 年4月 12 日)問 15 で、法人単位での取扱いについて触れられているが、法人単位で配分ルールを設定した場合、計画書の提出等はどのような取扱いとなるのか。

(答)

- ・ 法人単位で配分ルールを設定し処遇改善を行う場合であっても、「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(平成 31年4月12日老発0412第8号厚生労働省老健局長通知)」(4)の複数の介護サービス事業所等を有する介護サービス事業所等の特例に基づき、指定権者毎に申請が必要である。

問2 介護職員等特定処遇改善加算を取得するため就業規則等の変更を行う際、役員会等の承認を要するため、令和元年度について、その承認が提出期限の8月末までに間に合わない場合、介護職員等特定処遇改善加算は算定できないのか。

(答)

- ・ 計画書に添付する就業規則等について、令和元年度については、8月末時点の提出期限までに内容が確定していない場合には、その時点での暫定のを添付することとしてよい。ただし、その内容に変更が生じた場合、確定したものを本年 12 月 13 日までに指定権者に提出すること。

問3 今般の介護職員等特定処遇改善加算は、10月から開始されるところであるが、介護職員等特定処遇改善計画書の賃金の総額欄の記載はどのようにすればいいか。

(答)

- ・ 計画書については、年度毎に提出するものであることから、年度単位で記載することが必要であるが、2019年10月から算定する場合においては、前年度の賃金の総額欄については、前年度の賃金の6月分を記載することを想定している。

問4 今般の介護職員等特定処遇改善加算は、10月から開始されるところであるが、賃金改善実施期間の設定については、10月から3月までの期間にしなければならないのか。

(答)

- ・ 「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(平成31年4月12日老発0412第8号厚生労働省老健局長通知)」の

様式例の「⑩賃金改善実施期間」の欄に記載のとおり、原則10月～翌年3月を想定しているが、以下の条件を満たす場合は、事業者が任意に選択することも可能である。

- ① 月数は加算算定月数と同じでなければならない。
- ② 当該年度に加算算定の根拠となるサービス提供の期間の初月から、当該年度の介護職員等特定処遇改善加算支払終了月の翌月までの連続する期間でなければならない。
- ③ 各年度において重複してはならない。